

平成 24 年 9 月 6 日
24 建（通達）第 5 号
（改正）平成 27 年 3 月 30 日
26 建（通達）第 20 号
（改正）令和 3 年 3 月 15 日
令 02 建（通達）第 5 号

工事の成績の評定実施要領について

（目的）

第 1 条 本通達は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における請負工事について、工事成績評定要領（21 契（通達）第 7 号、以下「要領」という。）第 3 条における評定者、評定の時期及び内容、評定の方法等について定めるものとする。

（評定者）

第 2 条 工事担当課室長は、自らが所管する要領第 2 条で定める評定対象工事（以下「評定対象工事」という。）について、構造物条件、技術特性等の工事内容により、その難易度を評価した上で、工事監理要領に基づき適切な工事監理を行うとともに、各評定対象工事の開始時期から竣工に至るまでの工事成績について成績項目別の評定点として自ら又はその指名する者（以下「施工監理成績評定者」と総称する。）により、評定を実施するものとする。

2 技術検査担当課長は、適切な技術検査を行うとともに、竣工に係る工事成績について成績項目別の評定点として自ら又はその指名する者（以下「技術検査成績評定者」と総称する。）により、評定を実施するものとする。

（評定の時期及び内容）

第 3 条 施工監理成績評定者は、当該工事が完成した時、評定を実施するものとする。ただし、各成績項目又は工事内容に応じて工事途中の評定が必要である場合には、工事途中に評定を適切に実施しなければならない。評定は、施工体制、施工状況、出来形等の内容について国土交通省の評定内容に準じて行うものとする。

2 技術検査成績評定者は、当該工事が完了した時、評定を実施するものとする。評定は、施工状況、目的物の品質等の内容について国土交通省の評定内容に準じて行うものとする。

（評定の方法及び結果の取扱い）

第 4 条 施工監理成績評定者及び技術検査成績評定者は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごとに、評定者が複数いる場合には評定者ごとに、独立して的確かつ公正に評定を行うものとする。

2 評定の結果は、要領に定める別表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

3 評定の結果は、工事担当課室長が各成績評定者の評定結果を取りまとめ、建設部契約審査委員会（建設部担当工事に限る。以下同じ。）又は工務部門の契約審査会（工務部門担当工事に限

る。以下同じ。)等に報告する。ただし、当該結果が、著しく高く、又は著しく低くなる可能性がある場合には評定の内容について事前に建設部契約審査委員会又は工務部門の契約審査会等の審議を受けるものとする。

(評定結果の提出)

第5条 工事担当課室長は、建設部契約審査委員会又は工務部門の契約審査会等に報告等を行った後、各評定対象工事に係る評定結果を取りまとめ、要領に定める書式に基づき評定者、評定の時期及び内容を明示した上で建設部計画調整室長（建設部担当工事に限る。以下同じ。）又は工務部門の庶務担当課長（工務部門担当工事に限る。以下同じ。）に提出する。

2 建設部計画調整室長又は工務部門の庶務担当課長は、当該評定結果について、要領に基づき契約担当課長に連絡する。

(説明要求への対応)

第6条 契約担当課長から要領第5条（評定の修正）又は第6条（説明要求及び回答）への対応を求められた場合、工事担当課室長は、その内容を検討し、検討した結果を建設部契約審査委員会又は工務部門の契約審査会等の審議を経た上で建設部計画調整室長又は工務部門の庶務担当課長に提出する。

2 建設部計画調整室長又は工務部門の庶務担当課長は、当該結果を契約担当課長に報告する。

附 則

この通達は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日 26建（通達）第20号）

この通達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日 令02建（通達）第5号）

この通達は、令和3年4月1日から施行する。